



日田市監査委員告示第 12 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : 天瀬振興局、馬原出張所、五馬出張所、  
長寿福祉課、老人福祉センター

令和5年6月7日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。



- 1 監査の対象 天瀬振興局、馬原出張所、五馬出張所、長寿福祉課、  
老人福祉センター
- 2 監査の期間 令和 5 年 5 月 2 日から令和 5 年 6 月 2 日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局、天瀬振興局、馬原出張所、五馬出張所、  
老人福祉センター

#### 4 監査の着眼点

令和 5 年度監査等業務実施要綱第 3 条の規定により、令和 4 年度における天瀬振興局、長寿福祉課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

#### 5 監査の実施内容

日田市監査委員監査基準に準拠し、令和 4 年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び相当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

#### 6 監査の結果

監査の結果については概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和 5 年 6 月 27 日（火）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

### **[指摘事項]**

#### **○天瀬振興局**

##### **①周辺地域活性化対策事業費補助金の交付事務について**

日田市では、周辺地域の活性化を促進するため、各振興局及び各振興センターの管内で地域振興に資する民間団体等の自主的な活動に対して、周辺地域活性化対策事業費補助金を交付しており、日田市補助金等交付規則の規定により交付事務が行われている。天瀬振興局での事務の執行状況を確認したところ、補助金の交付決定後に事業費等の変更による補助金額の変更を生じながら、同規則第 11 条に規定する変更申請及び承認の手続きがなされていないものが見受けられた。

日田市周辺地域活性化対策事業費補助金交付要綱第 9 条において、補助金額の変更につ

いては、軽微な変更とは認めないとされていることから、規則等に則った事務処理を行なわれたい。

## ○長寿福祉課

### ①老人保護措置費の支払事務について

長寿福祉課では、老人福祉法に基づく老人保護措置費について、毎月各施設から提出された前月分までの精算書の提出をもって、措置費の支払いを行っている。

日田市老人福祉法施行細則第 8 条では、老人ホームの長及び養護受託者は、毎月分の措置費について、請求書を当月 7 日までに提出することが義務付けられており、市は措置費の支払いと「老人措置費支給明細書」の交付が義務付けられているが、事務の執行状況を確認したところ、細則第 8 条の請求書の提出はなく、細則第 9 条に規定される翌月 7 日までの精算書の提出をもって支払いがなされていた。

また、「老人措置費支給明細書」の交付もなされていないことから、施行細則に則った事務処理を行なわれたい。